障がい福祉計画重点課題専門 検討部会の設置について

平成24年8月24日 三条市福祉保健部福祉課

1 検討部会

(1) 設置の目的

・市内4法人(県央福祉会、三条市手をつなぐ育成会、青空福祉会、 ひめさゆり福祉会)と市で、第3期障がい福祉計画の重点課題解決 に向けた検討を行う場として設置する。

(2) 組織の位置づけ

・自立支援協議会の中に第3期障がい福祉計画の重点課題を専門に 整理、検討するための部会を設置する。(P2参照)

(3) 組織の構成

- ①障がい福祉計画重点課題専門検討部会
 - ・市内4法人(各1名)と市担当者
 - •検討部会の座長は、4法人の中から選任する。
- ②障がい福祉計画推進検討作業部会 ← 事業所情報交換会
 - •検討課題に応じた各法人の担当者と市担当者

三条市地域自立支援協議会組織図(案)

三条市地域自立支援協議会

全体会

連絡調整会議で集約された情報・課題・課題解決の手法をもとに、地域の関係者で情報の共有や議題の協議を行いますまた、全体会を通して、課題解決に向けた取組を市や事業主体に提案し、実現に向け働きかけていきます。



障がい福祉計画重点課題専門検討部会

市内4法人と市で、第3期障がい福祉計画の 重点課題について、専門に整理及び検討を行います。



連絡調整会議(事務局)

個別支援会議、相談支援ケース検討会、障がい福祉計画重点 課題専門検討部会及び障がい福祉計画推進検討作業部会から 上がってきた情報・課題・課題解決の手法を集約し、全体会の議 題や提出資料の調整を行います。

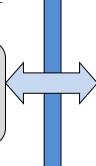






障がい福祉計画推進検討作業部会 ← 事業所情報交換会

第3期障がい福祉計画の重点課題の整理、サービス事業所が抱えている課題の共有及び課題解決のための手法を検討し、障がい福祉計画重点課題専門検討部会又は連絡調整会議に報告します。



相談支援ケース検討会

相談支援対応ケースについて検討し、相談支援ケース検討会の情報を連絡調整会議に報告します。



個別支援会議

個々の相談内容やニーズに基づき、関係者が集まって具体的な支援の手立て・役割分担等を話し合い、支援体制の構築を行う会議です。 また、個々の相談内容やニーズに基づいて、関係機関が集まって進めていく会議の総称でもあります。

第3期障がい福祉計画策定に係る課題と重点取組事項

「第3期三条市障がい福祉計画 の概要」の抜粋

<課題>

【高齢化への対応】

- ・障がい者、保護者等の高齢化とともに、単身世帯などの増加が見込まれる。
- ・施設入所者の高齢化に伴い、医療行為が必要になるなど 施設での対応が困難化してきている。

【障がい福祉サービス提供体制】

- ・身体障がい者を受け入れできるバリアフリー化に対応した 施設や専門知識のある人材が必要となっている。
- ・障がい者が経済的に自立するためには、福祉的就労で得られる作業工賃の水準を引き上げることが求められている。

【障がい者に対する理解】

- ・地域で障がい者を受け入れることについての理解が求められている。
- ・障がい者雇用が進んでいない。

【相談内容の多様化】

- ・障がい者、保護者等に対する地域移行に向けた積極的な 情報提供や相談支援体制の整備が求められている。
- ・保護者の介護・養育力が低下した場合など、家族を含めて 支援を必要とするケースが増えてきている。

解

消

に

向

け

7

■ 高齢になったら心配・・・

<重点取組事項>

高齢化等に対応したサービス提供の体制づくり

- ・自立支援協議会を中心として法人及び関係機関と協調、連携 を図りながら、具体的な対応策を検討し、方向性を見出し ていく。
- 自分にあったサービスが欲しい・・・ **効率的なサービス提供体制の促進**
 - ・障がい者拠点施設の開設を機に、法人同士が連携することで、より効率的なサービス提供となるよう連携機能の更な る強化を図る。
 - ・必要な情報が確実に届き、必要なサービスに結び付けられるよう相談支援体制の構築に取り組む。
- 仕事に対するやりがい、満足感を得たい・・・ 自立の促進
 - ・達成感や充実感を得られるよう、障がい福祉サービス事業 所等が行う工賃アップを目指した取組などを支援する。
 - ・関係機関と連携し、企業に対する障がい者雇用に関する啓 発活動を促進する。
- 地域の人と心を通わせたい・・・ 地域の理解と地域社会への参加の促進
 - ・障がい者に対する地域の理解を更に促進する。
 - ・積極的に社会参加できるような動機付けと交流活動の場づくりなどの環境整備の促進を図る。

2 検討部会の進め方

各法人の事業内容を理解したうえで、課題解決に向けた取組を実施していくための検討を行う。

- (1) 障がい福祉計画重点課題専門検討部会
 - ・検討部会は、原則月1回行う。
 - 検討課題について、優先順位づけを行い、検討していく。
- (2) 障がい福祉計画推進検討作業部会
 - ・作業部会で、検討部会開催前に意見交換を行い、現状と課題を整理 し、課題解決のための手法を検討する。
 - ・検討結果を検討部会に提案する。 また、必要に応じて、障がい福祉計画重点課題専門検討部会に出席 する。

3 今後の予定

- ・第1回三条市地域自立支援協議会(8月24日開催)で、検討部会の設置 について承認を得る。
- ・法人に検討部会に出席する部会員の推薦を依頼する。 また、第3期障がい福祉計画重点課題について、法人の立場から現状と 課題について、別紙課題整理票(P6,7参照)により抽出を依頼する。 【8月末迄】
- ・市及び法人で抽出した課題の整理を行う。【9月上旬】
- ・第1回検討部会で、検討課題の優先順位づけを行う。 また、検討部会等のスケジュールを決める。【9月中旬】

障がい福祉計画重点課題整理票(市作成)

■第3期時がい塩か計画言占課題整理車

■第3期陣2	自第3制降がい福祉計画重点課題登理票								
	課題と現状等								
区分	日中活動の場	居住の場	工賃等収入	一般就労	その他				
学童期	①長期休暇及び放課後支援の充実 ・夏休みや放課後に障がい見が利用できる施設が少ない。 ・利用できる施設が近くにない。又は利用したくても移動手段がない。			①一般就労に向けた職場体験の受け入れ先の確保 ・特別支援学校で一般就労を目指す生徒が職場体験 できる企業が少ない。					
青辻年期	・身体障がい者を受け入れできる施設が少ない。 ②土・日及び休日に活動できる場の確保 ・平日だけでなく、土・日及び休日に利用できる場が必要。 ③保護者の高齢化等に伴う支援 ・高齢化等した保護者の役割を担うサービス等の確 保が必要。	・施設入所者が地域移行するため、市内のGH及び CHが少ない。 - 身体障がい者が利用できるGH及びCHが少ない。 ・GH及びCHを設置するにも、障がい者に対する地域 理解が進んでいない。	で自立した一人暮らしができない。	①一般軟労への移行の促進 ・障がい者雇用に対する企業の理解が進んでいない。					
高齢期	・高齢化した障がい者に特化した施設(サービス提供)が必要。 ※施設利用に年齢制限はないため、将来的に施設が飽和状態になり、若い利用者の受け入れが困難になる恐れがあり、その対策が必要。								
共通	①利用者中心の支援体制の構築 ・市内施設の空き情報、利用できる障がい者等、利用 構築。 ・施設間で連携し、利用者の状態の変化に合わせた別								

障がい福祉計画重点課題整理票

■第3期障がい福祉計画重点課題整理票	法人名

	はいででは、日本のでは、 課題と現状等					
区 分	日中活動の場	居住の場	工賃等収入	一般就労	その他	
学童期						
青壮年期						
高齡期						
共通						